

副 本

令和3年(行コ)第8号 行政文書一部不開示処分取消請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審原告) 佐藤博文

被控訴人兼控訴人(一審被告) 国(処分行政庁 防衛大臣)

控 訴 答 弁 書

令和3年8月19日

札幌高等裁判所第3民事部3係 御中

被控訴人兼控訴人指定代理人

鬼頭忠廣	
内田英治	
居城美佐子	
石森萌子	
杉本信代	
田代晋司	
松本隆治	
高倉光宏	
三橋正典	
上田竜也	
畠中秀昭	

鈴木	伸	
若木	訓	
平山 恵美子		
佐藤 輝	享	
林田 泰	幸	
佐々木 眞秀路		
関澤 淳	史	
昔農 知	岳	
男澤 賢	一	

一審被告は、本書面において、一審原告の2021年2月9日付け控訴状の控訴の趣旨に対する答弁（後記第1）及び一審原告の2021年4月23日付け控訴理由書（以下「一審原告控訴理由書」という。）に対する一審被告の主張（後記第2）を述べる。

なお、略語等については、本書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 一審原告の本件控訴を棄却する
 - 2 控訴費用は一審原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 一審被告の主張

- 1 一審原告の本件控訴に関する一審被告の主張は、原審口頭弁論において述べたとおりであり、原判決が、本件不開示部分のうち、①「事故日時」、「自殺月日」、「報告月日」、「所属」、「駐屯地」、「階級」、「場所」、「補職」、「方面」、「性別」、「職種」、「年齢」、「年齢区分」、「任用区分」の各項目について記載した部分（以下「原判決棄却部分①」という。）は法6条2項にいう個人識別部分に当たり、②「部隊の判断」、「診断」、「主要因」、「関連要因」、「原因」、「処分歴」、「借財」、「疾病・通院歴」、「特記事項（離婚、昇任等）」、「備考」（本件対象文書2ないし5に含まれるものに限る。）の各項目について記載した部分（以下「原判決棄却部分②」という。）は同項にいう個人権利利益侵害可能性があるとして、これらに係る一審原告の請求を棄却したことは正当である。

これに対し、一審原告は、一審原告控訴理由書において、「問題は、個人識別情報型を採用した場合、プライバシーとは無関係な情報でも個人を識別できる情報であれば不開示となるので、その範囲が拡大しがちになるという点」に

ある（4，5ページ），「原判決は，判断の前提として，法5条1号の個人識別情報の記載に関する判断と，法6条2項の個人識別部分に関する判断は異なるところがないとし，『他の情報との照合による個人の識別可能性を検討する必要がある』として，『他の情報』の範囲につき『親族，同僚等の特定の個人が現に保有し又は入手可能な情報を基準に，個人識別可能性を判断すべき』とした。」のに，個々の項目の当てはめの判断には「一貫性が見られない。」「判断基準が一貫していない。」（6ページ）などと，実質的に原審における主張を繰り返すか，独自の見解をもって原判決を論難するにすぎず，原判決の判断の正当性を左右する具体的な主張は述べられていない。なお，一審原告は，防衛大学校に関する行政文書開示請求の結果との異同について述べる（一審原告控訴理由書5，6ページ）が，一審被告原審第4準備書面2（4，5ページ）で述べたとおり，他の行政文書に係る情報公開との比較を議論する実益はなく，当然のことながら原判決においても言及されていない。

したがって，原判決棄却部分①及び原判決棄却部分②に係る一審原告の控訴に理由はない。

2 一方で，一審被告は，一審原告控訴理由書第1の4①ないし⑥の指摘を受け，原審又は一審被告の令和3年3月29日付け控訴理由書（以下「一審被告控訴理由書」という。）における各項目に関する主張との関係が必ずしも明確でなかった不開示部分又は主張をしていなかった不開示部分が一部あったことから，以下の(1)ないし(6)において主張を補充する。

(1) 本件対象文書1中，「連番」の項目の「11」の下の欄の記載

本件対象文書1の「連番」は，開示されている記載からも明らかなどおり，一連の番号が記載されるべき項目であるが，「11」の下の欄には，「特記事項（離婚，昇任等）」の項目の記載内容の一部が記載されてしまっている。

そして，「特記事項（離婚，昇任等）」の項目の記載内容について法6条2号にいう個人権利利益侵害可能性が認められることは，一審被告原審第3

準備書面（12, 13ページ）で述べたとおりであり、原判決も個人権利利益侵害可能性を肯定している（原判決25, 26ページ）。

(2) 本件対象文書4中、「No.」の項目の「64」の下の行の記載

本件対象文書4中、「No.」の項目の「64」の下の行には、左端（「No.」の項目）に「自殺月日」、「曜日」、「所属」、「階級」、「年齢」の各項目に関する内容が「No.」の項目のセルからはみ出して記載されている。

そして、これらの各項目の記載内容が法6条2号のいう個人識別情報に該当することは、一審被告原審第3準備書面第1の2(2)イ(ア), (ウ), (カ)及び同ウ(エ)（5ないし7, 10ページ）、一審被告控訴理由書第2の11（17, 18ページ）で述べたとおりであり、上記各項目のうち「曜日」を除いた各項目の記載内容については、原判決においても個人識別部分に該当する旨正に判示されている（原判決18ないし20, 22, 23ページ）。

(3) 本件対象文書5中、「No.」の項目の「64」の下の2行の記載

本件対象文書5中、「No.」の項目の「64」の下の2行には、「64」の自殺者の「方法」及び「備考」の各項目の記載内容が2行又は3行にわたって記載されている。なお、「方法」及び「備考」以外の項目の記載内容は1行に収まっており、下2行は空白であるが、マスキング作業の便宜上、四角形で塗りつぶしている。

そして、「方法」の項目の記載内容が個人識別情報に該当することは、一審被告原審第3準備書面第1の2(2)ウ(カ)（11, 12ページ）及び一審被告控訴理由書第2の2（9ないし11ページ）で述べたとおりであり、「備考」の項目の記載内容に個人権利利益侵害可能性が認められることは、一審被告原審第3準備書面第1の2(3)イ(エ)（13ページ）及び一審被告控訴理由書第3の2（22, 23ページ）で述べたとおりである。

(4) 本件対象文書10及び本件対象文書11中、「No.」の項目が不開示とされている各記載

本件対象文書10及び本件対象文書11中、「No.」の項目が不開示とされている部分には、当該自衛隊員が結果的に亡くならなかつたことが記載されている。

そして、このような記載は、本件対象文書10には1名しか存在せず、本件対象文書11には3名しか存在しないことからすれば、当該自衛隊員本人の親族は、当該自衛隊員が亡くならなかつたことを知っているし、当該自衛隊員本人の同僚等も、自らが発見者となる場合や部隊内での情報の流布等により、このことを知っているか、これを知ることが十分に可能といえる。

そのため、上記記載内容が明らかになれば、これを当該自衛隊員本人の親族、同僚等が知り得る自殺の年度等の情報と組み合わせることにより、個人を容易に識別することが可能となる。

したがつて、上記各記載は個人識別部分に該当する。

(5) 本件対象文書12中、「No.」の項目の「2」及び「31」の各下の空欄について

本件対象文書12中、「No.」の項目の「2」及び「31」の各下の空欄は、何も記載のないことが開示されているから、そもそも本件不開示部分に当たらない。

(6) 本件対象文書13中、「No.」の項目の「54」の行の下3行の「月」項目から「単身」項目までの記載

本件対象文書13中、「No.」の項目の「54」の行の下3行の「月」項目から「単身」項目までの記載内容については、「54」の行の下3行目に、自殺者の「月」から「単身」までの各項目に関する情報がそれぞれ記載されている。

そして、「月」から「単身」までの各項目の記載が、法6条2項のいう個人識別情報又は個人権利利益侵害可能性が認められる情報であることは、一審被告原審第3準備書面第1及び第2（3ないし14ページ）並びに一審被

告控訴理由書第2及び第3（8ないし15, 22, 23ページ）で述べたとおりであり、原判決棄却部分①及び原判決棄却部分②については、原判決においても個人識別部分又は個人権利利益侵害可能性が認められる情報である旨正当に判示されている（原判決18ないし26, 28ページ）。なお、「54」の行の下の2行は空白であるが、マスキング作業の便宜上、四角形で塗りつぶしている。

第3 結語

以上のとおり、一審原告の本件控訴は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上